

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	海岸法	根拠条項	資料番号	4	担当課	港湾海岸課
			第11条	不利益処分の種類	占用料、土石採取料の徴収	
海岸法施行令 (占用料及び土石採取料の基準) 第五条 法第十一条に規定する占用料又は土石採取料は、近傍類地の地代又は近傍類地における土石採取料等を考慮して定めるものとする。 海岸法 (占用料及び土石採取料) 第十一条 海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第七条第一項又は第八条第一項第一号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、他の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。			愛媛県海岸占用料等徴収条例 (占用料等の徴収) 第1条 海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)第11条(法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第7条第1項、第8条第1項第1号、第37条の4又は第37条の5第1号の規定による許可を受けた者から、この条例の定めるところにより、占用料又は土石採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。 (占用料等の額) 第2条 占用料及び土石採取料の額は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。 別表第1、別表第2(略)			